

あんぜん

第33号

令和4年7月15日

公益社団法人 大河原町シルバー人材センター

◎新会員の拡大に向け、会員各位の口コミによる紹介をお願いいたします!!

思い込み 慣れと過信に

ひそむ事故

安全・適正就業委員会委員長

村上 泰司

この標語は「全国統一スローガン」です。シルバー人材センターでは、「安全はすべてに優先する」ことを基本理念として、安全・適正就業の推進に取り組んでおりますが、令和三年度は全国ベースで重篤事故が三九件（前年度比二件減少）発生しております。一か月以上六か月未満の入院を要した事故は二六二件（前年度比六件増加）発生し、依然として憂慮すべき状況となっております。また、適正就業においても、行政からの指摘・指導が絶えない状況にあります。このため、例年七月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・事故防止と適正就業への取り組みを行っております。役員並びに会員の皆様には仕事に対する「思い込み」や「慣れ」、「過信」を一掃し、安全・適正就業に対し意識を高めていただきたいと願っております。

一方、新型コロナウイルス感染症防止への取り組みの徹底、熱中症対策への取り組みの強化、交通事故には遭わない・起こさないよう注意して下さい。



全国「安全スローガン」

- いつまでも働く喜び 無事故から
- 去年より落ちる体力 増す危険

慣れた仕事も 慎重に

- 思い込み 慣れと過信に ひそむ事故



安全・適正就業強化月間

令和四年七月一日～三十一日

毎月一日は **安全就業** の日

交通安全

安全・適正就業委員会

委員長 村上 泰司
副委員長 佐藤 定男

委員 角田 哲男
" 齋藤 優
" 峯岸 昭雄
" 目黒 彬

定時総会開催

初めに、今年度の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、書面決議による総会となりました。

そのため、理事及び地域班班長代表二名の出席により開催されました。その詳細は次のとおりです。

○日時

令和四年六月二十四日(金)

午前十時

○会場 上町集会所集会室

○構成員 二〇六名

○出席者 十一名

○書面決議者 一七五名

村上章理事長の挨拶の後、役員として四期務められセンターの業績向上に貢献された会員一名、また、永年会員として活躍され、令和三年度中に退会された元会員七名の方に感謝状を贈呈することといたしました。贈呈は、後日、ご自宅を訪問し、贈呈する運びです。その後、村上泰司副理事長の議長就任により議事が進められました。議事の内容は次のとおりです。



★議案第一号

令和三年度事業報告

- 事業実績
- ① 会員数 一九五名
 - ② 就業延人員 二〇、三九八名
 - ③ 就業率 八四・一%
 - ④ 契約金額 一〇七、七二千円

★議案第二号

令和三年度収支決算報告

★《監査報告》

監査結果報告

令和三年度事業報告及び収支決算報告は、適正に示していることを認める。

★報告第一号

令和四年度事業計画

- 事業目標
- ① 会員数 二四五名
 - ② 就業延人員 二五、七〇〇名
 - ③ 就業率 九一・五%
 - ④ 契約金額 一二六、〇〇〇千円

★報告第二号

令和四年度収支予算

提案されました議案第一号及び第二号につきましては、出席者(書面決議者を含む)の賛成多数により、承認されました。



役員名簿

理事	村上章
副理事長	村上泰司
理事	角田哲男
理事	村上喜男
理事	齋藤優
理事	滝本義信
理事	平野光子
理事	小野良子
常務理事	佐藤公
常務理事	伊藤孝治
監事	高橋尚敏

事務局職員です。会員の皆様の少しでもお役立ちできるようにこれからも頑張っております。

事務局長	佐藤公
総務係長	小野秀一
主事	石沢佳奈
主事	目黒彬
推進員	加藤正明
臨時職員	川向由香里



安全就業基準について



安全就業の心得…確認しましょう

- 作業は、安全第一を心掛け、急いだり、あわてたりしないこと。
- 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- 行き帰りも仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。
- 酒気を帯びての就業は、絶対に慎むこと。

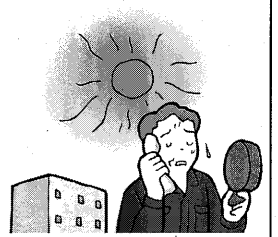
就業中の事故内容と対策

作業現場の状況確認



熱中症に注意しましょう

熱中症は炎天下の屋外のほか、高温多湿の屋内でも汗をかいて水分や塩分が過度に失われることで起こります。



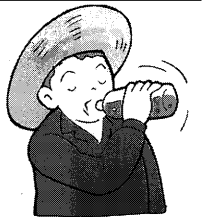
頭痛・吐き気・めまい・けいれん等を引き起こし、ひどい場合は意識を失ったり死亡する危険性があります。

熱中症の予防には次のことが有効です。

(注) 夏以外でも高温多湿の環境下であれば熱中症の恐れがあります。

◆こまめに水分・塩分をとる

水分と塩分は汗で失われてしまいます。仕事を始める前からこまめにスポーツドリンクや食塩水(0.1~0.2%、コップ1杯に対し食塩はひとつまみの半分ぐらい)等で補給する。



周囲の状況をよく確認してから、作業にかかりましょう。

蜂さされの防止

刺す蜂の代表的な蜂と刺される危険な時期

スズメバチ



7月~10月

アシナガバチ



7月~8月

ミツバチ



通年



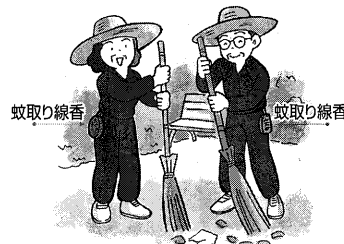
◆休憩は風通しの良い涼しい場所で



◆睡眠不足・疲労は大敵

- 寝不足や二日酔いなどは熱中症のもと。
- 暑くて食欲が落ちる時期でも、食事をしっかりとることが大切です。

◆できるだけ涼しい服装を



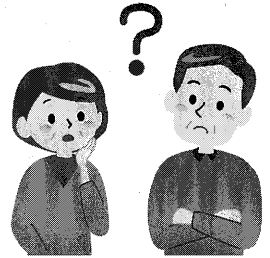
- 仕事の安全衛生に問題がなければ、綿等の通気性・吸湿性のよい生地で、明るい色調の風通しのよい服装で仕事をする。

- 直射日光の当たる屋外での仕事には、つばの広い帽子も有効。

配分金に消費税が含まれているのを ご存じでしょうか？

請負や委任により就業されている会員の皆様へ支払われる「配分金」には、10%の消費税が含まれています。

会員は、消費税法上の「事業者」であり、「納税義務者」にあたりますが、年間の課税売上高(受取った配分金)が「1,000万円」以下になる会員の皆さんは、消費税免税事業者となるため、配分金に含まれる消費税の納税義務が免除されています。



センターでは、発注者から預かった消費税のうち会員へ支払った分を差し引いて税務署に納税しています。(仕入税額控除といいます。)

この仕組みが、令和5年10月に導入される「インボイス制度(適格請求書保存方式)」により下記のように変わります。

- 会員の皆様は、変わらず消費税免税事業者となるため、引き続き配分金に含まれる消費税を納める必要はありません。
- 消費税免税事業者との取引については、仕入税額控除ができなくなります。(差し引けなくなります。)
- つまりセンターは、消費税免税事業者である会員の皆様との取引(配分金を支払うこと)について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を更に負担しなければなりません。
- 新たに発生する負担分は、500万円から600万円増えると予想され、どのように負担していくかなどについて、他のシルバー人材センターの動向も参考にしながら、問題解決に向けて検討を進めていきます。

7月21日から8月20日までの期間、
夏の交通事故防止運動が実施されます。
会員の皆様も、交通事故に注意して、
安全運転を心がけましょう。



編集後記

梅雨が最短で明けて、まだ七月初めだというのに、真夏並みに気温が上がり、寒暖差が激しく、体調管理が大変だと思えます。

今年も異常気象により、自然災害が心配されます。外で作業される方は十分気をつけて下さい。脱ぎ着しやすい服装で体温調節に気を配り、水分補給を十分して、熱中症対策をしましょう。

コロナ感染者も一時減り、落ち着いたように見えたのですが、徐々に増え始めました。まだまだ、感染対策が必要です。一日も早く終息してコロナ前の生活様式を取り戻し、安心して生活したいものです。
M・H



◆広報委員会◆

委員長 村上 喜男
副委員長 村上 泰司
委員 小野 良子
委員 野上 光司